七、懲罰委員會組織改正の件

従来懲罰委員会は頗る不徹底なるものにして従業員側の実情を知悉する能はず延て往々其の決議上の要望を満す事あり故に懲罰委員会には当局と同数委員を従業員側より出席せしめ懲罰決議に対する希望を述べ別委員会に於て決議せしめ以て懲罰の公正を期する事が必要である旨と同時に各工場に於ても懲罰委員会を設置し懲罰事件に対して慎重協議する協議機関を設置せられたし

八、車輌改善の件

従来の手捲制動機は事故防止機能考慮より従業員の精神的肉体的疲労甚だしく為めに重大なる事故を惹起するの傾向あり之は単車とボギー車とを不問ず直に空気制動機に改良することを要する而現在に於ては手捲制動と空気制動を混用する為めに取扱の竹竿頗る不手際にして非難の声を耳にする以は空気制動に改良するまで手捲制動の車輌使用の乗務者に対しては一時的に付き五分の手当を支給することを最も妥当と認める尚現在使用せる低床ボギー車は室内の概観充分ならず然も客車に従業員の衛生上甚だ危険である五月通牒なる換気器を設置する事を要する更にタイプの不統一は作業能率増進上甚だ遺憾なる点多きを以て速次改正せられたし

九、補助手外勤者三部勤務制実施の件

従来補助手外勤者の勤務は二部勤務にして暑熱極寒の際到底堪得ざる苦の勤務制である之は衛生保健上人道上より全く忍ぶべからざる苦のものである宜しく三部勤務制に改善せられたし

十、撒水電車運転促進の件

御承知の通り撒水の改善は現在の急務である然に屋外労働者たる交通従業員の仰ぐ所其の健康上に及ぼす影響実に甚大である殊に手捲の貧弱に伴ひ能率増進の点に於ても大いに必要なる事は実に一般市民の多年に亡き要望を要する所である一日も早く之が実施せられたし

信號部

一、信號手配置場所に兩具人置場を設置する件

提出理由

信號手は勤務場所を寸時も離るゝを得ざる重要なる仕事にして驟雨の来る場合と雖も勤務場所を離れて雨具を用意する能はず事に雨具を携帯となれば必ずならぬ状態である従来信号手には雨具人を置きたる街路の木或は柵等に掛け置くも常とし往々にして迅雷飛矢等の難に逢遇する場合大一なるを以て直に設置せられたし

二、夏季中勤務制改正の件

従来夏季に於ける信号手の勤務は七月二十日より九月十日迄の間日中自午前十時至午後四時の間援助勤務を廃止つゝありたるも従来の九月迄の期間は非常に短くして未だ九月下旬頃迄は殊暑の最も激烈なる候に付午後援助勤務期間を延長されたし

三、冬期降雪日の援助勤務制実施の件

冬期に於ける降雪日は夏期に於ける日者と共に最も苦痛とする所にして雪の中に埋没して二時間の勤務は到底堪ゆる能はざるものにして健康保健上に甚だ由々敷き問題なり故に降雪日に限り援助勤務を設けられたし

四、信號燈改正の件

従来の信号燈は非常に旧式なるものにして風雨の際の如き甚だ危険に付従来の信号燈を廃止し最新式に基づき見本として示したる信号燈に改正せられたし

五、遅延勤務の場合早退せるときは其の早退せる時間の二倍を当局に没収されつゝある甚だ残酷なる制度である宜しく車掌運転手の早退と同一に改正せられたし